

# 大鏡用語の再検討

## その二

北西鶴 太郎

### 百九十歳か 百五十歳か

世継翁の年齢が、古本系の諸本では、私の探訪した限りにおいては、悉く百九十歳、繁樹のそれが、百五十歳となつてゐる。ちかごろ刊行された東松本も、また、その通りになつてゐる。

しかるに流布本においては、世継が百五十歳、繁樹が百四十歳となつてゐる。

もつとも、古本系でも、謂はゆる敬公御本や、久原本、御手文庫本、刈谷本などには、九の傍に五といふ異本の書入れがあり、また流布本でも、伴信友の校合本などには、逆に、五の傍に九の異本の書入れがあるけれど、それは、後人の校合で、ここでは問題とすることに及ぶまいと考へる。

百九十歳に百八十歳、百五十歳に百四十歳、この二つの記載の何れに従ふべきであらうか。

どうせ虚構の人物であるから、そんなことは問題とするに値しないといふ一蹴し去るにしては、あまりにも著者は、本文中にしばしばこの翁たちの年齢に関心を示しすぎでゐる。

すでにたびたび論じ來つたやうに、大鏡一篇が、翁たち生身の現実的な見聞談として擬装せられてゐる以上、歴史物語の事実性を確かにし、聴衆の信頼度を高めるためには、年齢問題は、可なり重要

な意義、否、意図をもつてゐたはずだと推察せられる。

だからこそ生侍は、「なほも翁の年こそ聞かまほしけれ」と世継に迫り、世継は、自分の生年月を、「水の尾の帝のおりおはします年の正月のもちの日」即ち「丙申」(序文)の年として、その日附は、世継の父が、チャンと産衣に書きつけてあるから、正確無比、一点の疑ふべき余地もないとりきんでゐるのである。

けれども、われわれ読者は、果して、世継のこの言を真にうけて、それをそのまま信じてゐることが出来ようか。

世継の人間的魅力と、その言語的魔術にかかつて、結構眉毛をよまれてゐるのではあるまいか。

○

今少しく吟味を加へてみよう。

まづ世継の年齢から始めよう。世継は、生侍から、年を問はれて、

「さらにもあらず、百九十歳(流布本は百五十歳)にぞことしはなり侍りぬる。されば、繁樹は、百八十(流布本は百四十)におよびてさふらふらめ」と、やさしく申すなり。

「おのれは、水尾の帝(清和天皇)のおりおはします年の正月のもちの日生れて侍れば、十三代(清和―後一条)にあひ奉りて侍るなり。けしうはさふらはぬ年なり。まことしと人おぼさじ。されど、父がなま学生に使はれ奉りて、下臈なれども都ほとりといふ事侍れば、目を見給へて、産衣にかきおきて侍りける。いまだ侍り。丙申の年に侍り」といふもげに

と聞ゆ。(便宜上手近の岩波文庫本による。)

私の諸本校合の結果からいへば、ここは、諸本それぞれ字句の異同があるが、年齢に関係のない異同は、しばらく不問に附しておく。

世継のいふ水尾の帝、即ち清和天皇の御讓位は、三代実録に依れば、貞観十八(八七六)年丙申の歳で、その十一月廿九日、皇長子貞明親王(陽成)が継承せられたので、世継の物語の行はれたとする万寿二(一〇二五)年まで、百五十年である。それが同時に世継の生れた年でもあるから、世継の年は、この万寿二年には、流布本の如く百五十歳でなければならぬことは、論ずるまでもない。それなのに、古本系の諸本では悉く、「一百九十歳にぞ今年(万寿二年)はなり侍りぬる」となつてゐる。

万寿二(一〇二五)年に世継が百九十歳であるならば、彼の誕生は、逆算の結果、仁明天皇の承和三(八三六)年でなければならぬ。すると世継の生きて来た間の天皇の代数に、仁明、文徳の二代が加はつて、十五代となり、清和天皇の御讓位の年には、すでに世継は、四十一歳の壮年で、誕生などといへた義理でない。

それ故に、もし大鏡の原作が、古本系諸本のやうに、百九十歳となつてゐたものとすれば、あのくらの年齢を重視し、またその正確さを誇称しながら、著者や世継は、そもその序の口から、もういかにげんなデタラメをいつたことになる。

この点については、否応なしに流布本の百五十歳説に従はねばならない。それならば、干支も台ひ、「十三代にあひ奉る」といふの

にも妥当する。清和から後一条まで正しく十三代であるから。

さうではなく、原作も、また流布本のやうになつてゐたのであらうか、それとも、前述のやうな不合理に気づいて、誰かが原作の百九十歳を百五十歳と修正して、流布本のやうに辻褄が合ふやうにしたものであらうか。

ともかく以上の資料だけについていへば、流布本(百五十歳)は正しく、古本(百九十歳)は誤つてゐる。

ところが、大鏡本文中における世継の妻との年齢関係から吟味して行くと、反対に、古本系の百九十歳説が前後整合するが、流布本の百五十歳説では、前後の辻褄が合はなくなつてくる。

その証拠

即ち古本系下巻、雑々物語(古物語)の中で、世継がその妻のこゝとを語る条に、

世継「いで、この翁の女人(世継の妻)こそ、いとかしこくものは覚え侍れ。いまひとめぐりがこのかみ(子の上、姉)にさふらへば、見給へぬ程の事なども、あれは、しりて侍るめり。染殿の後の宮(明子)のすまし(禁中、便所の婦)に侍りけり。母も、上の刀自かんにて仕うまつりければ、をさなくよりまありかよひて、忠仁公(良房)を見奉りけり。わらははべかたち(童女姿)のほどの、いとものきたなうもさふらはざりけるにや、やむごとなき公達も、御覽じ入れて、兼輔中納言、良岑衆樹の宰相の御文なども、もちて侍るめり(岩波文庫本)とあるのが、そのひとつである。

(字句の小異はともかく、今問題とする点については、流布本をも含めて諸本悉く一致するから、諸本の引用は省略する。)

世継の妻は、世継よりも、「今ひとめぐりがこのかみ」即ち、一巡り上の謂はゆる姉女房だといつてをり、その一巡りが、諸註がしか解し、今もよくいふ十二支の一回分、十二年の意味であり、またこの引用文のすぐ後に続いて、

この女、二百歳ばかりになりにて侍り。

とあるのと、かれこれ照し合せてみると、古本系の百九十歳説は、よく吻合するけれども、流布本の百五十歳説では、前後不整合であるとするのが穩当であらう。

ただし、芳賀博士のやうに、この「ひとめぐりがこのかみ」を、世継の年齢にくらべたものではなく、繁樹の妻の年齢に比較したものと解釈して、

「御内儀さんよりは、もう一めぐり姉で御座いますから、御内儀さんが御覧にならぬ事も、あれは存じて御座います」

と取るならば、事は全く世継や繁樹の年齢問題から離れてしまひ、従つてこの「ひとめぐりがこのかみ」は、この際、何の証拠をも提供しないことになる。

けれども、諸本悉く一致する「見給へぬほどの事」の「給へ」といふ軽い謙讓の意の補助動詞を、世継の、繁樹の妻に対する敬語と解して、「御内儀さんが御覧にならぬ事を」とせられたことは、何としても文法上の誤解と謂はねばなるまい。この「見給へぬ」は、世継のその聴手(青侍や繁樹その他)に対する謙語として、「私はまだ拝見しないこと」の意、それで重すぎれば、少くとも「私のま

だ見ませぬこと」ぐらゐの意としなければなるまい。従つて、一つの証拠となり得る資格を保持し得るものと考へるし、また後に指摘するやうに、これを援助するかのやうな可なり有力な証拠も出て来るのである。

○

次に、世継の妻の宮仕へ中の童女姿が、まんざらでもなかつたか、兼輔の中納言や良岑の衆樹の宰相から懸想文を貰つたといふ事件や、当事者達の年齢関係などから、百九十歳説、百五十歳説のどちらに賛し得るかを探つてみよう。

今便宜のため当事者達の年齢関係を表記してみると、次のやうになる。

註一・二  
藤原 兼輔 西紀八七七— 九三三年(公卿補任)

註三・四  
又は八七九— 九三三年(尊卑分脈)

良岑 衆樹 八六二— 九二〇年(公卿補任 尊卑分脈)

世継 百九十歳説— 八三六— 一〇二五年(万寿二年)  
百五十歳説— 八七六— 一〇二五年(〃)  
百八十歳説— 八四六— 一〇二五年(〃)  
百四十歳説— 八八六— 一〇二五年(〃)  
繁樹 二〇二歳説— 八二四— 一〇二五年(〃)  
世継妻 (世継一九〇歳として)  
二六二歳説— 八六四— 一〇二五年(〃)  
(世継一五〇歳として)

註一、兼輔五十七右衛門督、二月十八日薨、生年元慶元年丁酉(頭五年、參議中將七年、中納言七年)(公卿補任承平三年の条)

註二、右中将利基勇兼輔、母伴氏、承平三、二、十八、薨。

五十五、号三堤中納言一（尊卑分脈）

註三、良衆樹五十宮内卿、延喜廿年庚辰九月二十五日卒。

頭三年、參議四年。（公卿補任）

註四、衆樹、桓武帝御子大納言良岑安世孫、左中弁良峯直男。

母丹波氏、參議從四位上、延木廿、九廿五卒、五十九歳。（尊卑分脈）

右の表によると、世継百九十歳説では、世継の妻は、兼輔より五十三（もしくは五十五）の年長で、衆樹より三十八の年長者となる。これでは、世継の妻の童女姿の頃には、兼輔も、衆樹も、まだこの世に生れてゐないことにならう。

百五十歳説では、世継の妻は、兼輔より十三（もしくは十五）の年上、衆樹よりは二つ若いことになる。従つて衆樹に関する限りは、懸想文の贈答も不自然でないといふかも知れぬ。しかし、十三（もしくは十五）も年上では、その童女姿に懸想するには、たとひ不可能ではないにしても兼輔はあまりにも幼なすぎ、早熟すぎよう。

○ 次の場合はどうであらうか。

同じく雑々物語（古物語）の繁樹の年齢を問題にしてゐる条に、

「さて繁樹もさても繁樹が年かぞへさせ給へ。ただなるおり（イ

より）は、としをしり侍らぬがくちをしきに」といへば、

侍「いのでいで」とて、「十三（イ）（十二（イ））にて、おほき貞信公志平大殿に

まゐりきとのたまへば、十（十八）ばかりにて、陽成院のおりさせ給ふとしは、いますかりけるにこそ。これにてすいし

おもふに、あの世継のぬし（イ）は、いま十余年が弟にこそ

あめれば、百七十にはすこしあまり、八十には（イ）およばれにたるべし」など、手ををりかぞへて、「いとかばかりのとしどもをば、相人などに相せられやせし」ととへば云々

（拙稿大鏡校本を簡約して記載、年齢関係以外は、今問題としないから。）

右の文中、古写諸本の大部分は、「世継のぬしは」となつてゐるが、それでは、今繁樹の年齢を主題にしてゐる矢先、それを無視して、すでに明々白々なはずの世継の年を言ひだすのでは、文脈上の混乱も起るし、その上、世継の方が繁樹より若いことになつてしまひ、序文中で、繁樹が、「自らは小童にてありし時、主は二十五六ばかりのをのこにてこそはいませしか」といふのにも矛盾するし、本文中各所に散見する記事（列挙の煩を省く）とも衝突するから、萩野本の「世継のぬしには」となつてゐるのに従ひ、「に」を比較の基準を示す助詞と見、「世継の主よりは」の意に解する。

侍が繁樹に頼まれて、「どれどれ」といつて、「あなたは、十三で太政大臣（藤原忠平）の御殿にまゐつたとおつしやるから、陽成院が御譲位になつた年（元慶八（八八四）年）は、十歳ぐらゐで入らつしやつたのでせう。これによつて推算すると、あの世継の翁よりは、もう十余年の弟だと見えますから、百七十にはすこし余り、百八十にもなられたでせう云々」といつてゐる。

右の文を、例によつて吟味してみると、まづ第一に、生侍の推算の結果到達した答の、百七十以上、百八十歳にも云々といふのが、流布本序文の繁樹百四十歳説に直ちに衝突し、古本系の百八十歳説には整合する。

第二に、生侍の推算の仕方はどうかといふに、

すでに序文において繁樹は、「夏山とは申しける。さて十三にてぞおほき大殿(忠平)には参り侍りし」といつてゐるから、生侍は、それをよく記憶してゐて、ここに「十三にておほき大殿にまゐり給ひきとのたまへば」といふので、それはまづ問題がない。

ところで、陽成院の御讓位は、西紀八八四(元慶八)年であるが、その年繁樹は、十歳ばかりになる計算だと生侍はいふ。さうすると、万寿二(一〇二五)年には、繁樹の年齢は、百五十一歳になるはずで、古本系の百八十歳説にも、流布本系の百四十歳説にも合致しないことになる。

また、生侍のこの論理は、少しあやしいから、今既述の年齢対照表に、貞信公忠平の年齢を照合させて吟味を試みよう。

それによると、

繁樹(古本百八十説によれば)西紀八四六——一〇二五(万寿二

年)

忠平

西紀八八〇——九四九年

であるから、繁樹の十三歳の時(西紀八五八)には、忠平は、まだ生れてゐない。即ち、忠平の未生以前二十三年で、古本系の百八十歳説は、全くいい加減なデタラメをいつてゐることとなつてしまふ。

では、流布本の百四十歳説はどうか。既述のごとく、その場合には、繁樹の年齢は、

繁樹 西紀八八六——一〇二五(万寿二)年

であるから、繁樹十三歳の時、即ち西紀八九八年には、忠平は、十九歳のはずである。この点だけについていへば、流布本は、まづ無

難である。

しかし、陽成院の御讓位は、八八四(元慶八)年であるから、繁樹の未生以前で、これまた古本系に劣らず全くのデタラメとなる。

自分の年を知らないのが残念だからと、わざわざ生侍に頼み、生侍は「いでいで」とはづんでその頼みに応じ、指折り数へた結果出して来た答が、このていたらくである。

○

いささか痴呆の嫌ひもあるが、なほ一二の検討を加へてみよう。

雑々物語(古物語)の初の方に、世継が、

九に侍りし時の大事を申し侍らむ

と宣言して、小松の帝(光孝天皇)の即位の際の見聞を語る。

天皇の即位は、西紀八八四年、また候既述の世継の年齢表に照合してみると、古本系世継百九十歳では、彼は四十九歳のはず、それをただの九歳などといふのは、真赤なウソである。

流布本の百五十歳説では、正しく九歳で、この限りでは、流布本に従はざるを得ない。

その後が続いて、また世継が、七歳の頃、直接彼が現場に居合せ、その目が見た出来事として語る宇多天皇(当時式部卿の宮)の鷹狩の話、即ち、賀茂の臨時祭の由来談がある。それについては、かつて大鏡の虚構性を論じた際(文芸と思想第六号)に論及したので、今それを繰りかへす必要もないが、古本系統本では、大部分元慶二(八七八)年の出来事とし、流布本では、元慶六(八八二)年の事件としてゐる。

すると、古本系の世継百九十歳説からすれば、元慶二年の七歳

は、全くのウソで、実は四十三歳に当るはずであり、流布本の百五十歳説からすれば、その元慶六年は、正しく世継の七歳に當つてゐて正しい。

○

さて、以上を通覧すると、古本系の世継の百九十歳も、繁樹の百八十歳も噴き出したいやうなウソもあり、きちんと辻褄のあつてゐるところもある。流布本の世継百五十歳、繁樹百四十歳説も、また然りで、どちらがよいとも判定しかねる。中でも繁樹が、わざわざ自分の年齢を問題にし、生侍が指折り数へて克明に計算しながら、繁樹の年齢が百五十一歳になつて、従つて古本系の年齢にも流布本のそれにも吻合しないなどは、いかにも念が入りすぎてゐる。まして忠平に仕へたと称する古本系諸本の繁樹の十三歳が、まだ忠平の生れない二十三年前であつたり、また流布本が、同じく忠平への出仕を十三歳とし、その十三の年が陽成院御讓位の元慶八(八八四)年に當るとして、当の繁樹のまだ生れない以前だつたりしてゐるなどは、全く以て人を喰つた話である。しかし、こんな幼稚な憤慨をするのは、まぼろしに鉄拳を加へるやうな漫画的光景である。それは、これらの老人や生侍達の、そもそも虚構の人物であることを忘れた知能指数の低さを暴露するものと笑はれるかも知れぬ。貴重な紙面をけがした罪を咎められたり、こんな問題を問題とするノイローゼぶりを憫笑されるかも知れぬ。その何れをも甘受する用意がなければならぬ。

要するに、そんなことはどうだつていい、否座興を助け、説話を強調することが出来れば、却つてそこに一種の文芸性さへも発生す

るかも知れぬと謂はれるとすれば、それはすでに前記虚構性を論じた際に評論したことであるから、今は沈黙を守らうと思ふ。

しかし、老人達の年齢問題に関する限り、かうした矛盾撞着はまづは、プラスの面よりマイナスの面が多いであらう。

— 本学教授 —